平成３０年（再ロ）第１号

高知県宿毛市中央７丁目２番18号

再生債務者　高屋　　誠

1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年４月13日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年５月７日まで

高知地方裁判所中村支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１０号

川崎市多摩区登戸新町39番地２

再生債務者　只野　顕二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月30日まで

平成30年３月16日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（再ロ）第２号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根堤下31番地

再生債務者　小澤　一成

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月４日まで

平成30年３月15日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（再ロ）第８号

兵庫県尼崎市西昆陽２丁目36番１号

再生債務者　山本晃三ごと　山本　好三

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月４日まで

平成30年３月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第３号

香川県丸亀市通町97番地

再生債務者　兵頭　泰広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年４月11日まで

平成30年３月14日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１２号

千葉県船橋市宮本４丁目11番４―201号

再生債務者　助川　秀樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月14日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は平成30年３月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年３月27日

東京都港区赤坂５丁目１番31号

全国卸商業団地厚生年金基金

代表清算人　齊藤　英雄

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は平成30年３月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人　齊藤　英雄

2．住所　東京都港区赤坂５丁目１番31号

平成30年３月27日

全国卸商業団地厚生年金基金

代表清算人　齊藤　英雄

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年３月27日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　小学校教諭二種免許状

平26小二種第29号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成27年３月18日　三重県教育委員会

3　氏名及び本籍地

庄山　　亨　三重県

4　失効年月日

平成30年２月14日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月十四日

掲載頁　四十九頁（号外第一五三号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十三日

掲載頁　五十九頁（号外第三十七号）

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十三日

掲載頁　五十九頁（号外第三十七号）

平成三十年三月二十七日

東京都杉並区阿佐谷北三丁目四一番一二号

(甲)　第一航業株式会社

東京都杉並区本天沼一丁目三番三号

代表取締役　曽野　哲人

(乙)　株式会社ひかり測映

東京都杉並区阿佐谷北三丁目四一番一二号

代表取締役　曽野　哲人

(丙)　株式会社三大測技

代表取締役　曽野　哲人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月一日

掲載頁　十二頁（号外第四十五号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月一日

掲載頁　九十二頁（号外第四十五号）

平成三十年三月二十七日

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(甲)　大日本デザイン株式会社

代表取締役　岡田　有正

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(乙)　株式会社鮪政

代表取締役　岡田　有正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併の効力発生日は平成三十年七月一日であり、三社の株主総会の承認決議は平成三十年六月二十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月十九日

掲載頁　二七六頁（号外第五十五号）

(乙)　確定した最終事業年度はありません。

(丙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月三十日

掲載頁　一一五頁（号外第一四一号）

平成三十年三月二十七日

東京都品川区西五反田一丁目三番八号

(甲)　株式会社ドリームコーポレーション

代表取締役　檜垣　周作

東京都品川区西五反田一丁目三番八号

(乙)　株式会社モミアンドトイ・エンタープライズ

代表取締役　川上　統一

東京都品川区西五反田一丁目三番八号

(丙)　株式会社フードスタンドインターナショナル

代表取締役　檜垣　周作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月

掲載頁　九十二頁（号外第四十五号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月一日

掲載頁　九十二頁（号外第四十五号）

平成三十年三月二十七日

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(甲)　大日本デザイン株式会社

代表取締役　岡田　有正

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(乙)　株式会社鮪政

代表取締役　岡田　有正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月

掲載頁　十二頁（号外第四十五号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月一日

掲載頁　九十二頁（号外第四十五号）

平成三十年三月二十七日

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(甲)　大日本デザイン株式会社

代表取締役　岡田　有正

東京都目黒区目黒一丁目六番一七号八Ｆ

(乙)　株式会社鮪政

代表取締役　岡田　有正